

（仮称）白石地区まちづくり協議会設立に向けた基本方針

白石市市民経済部まちづくり推進課

1. 設立準備委員会について

(1) 設立準備委員会の事務局を独自に開設します。

- まちづくり協議会設立後の円滑な運営を見据え、設立準備委員会で独自の事務局を開設します。（白石地区内に独自の事務所を開設し従事する職員を配置）この事務局は、まちづくり協議会が設立されると同時に協議会事務局となることを想定しています。
- 事務局の開設時期は令和6年10月を想定しています。開設までの期間（令和6年9月まで）は、市まちづくり推進課が事務局機能を代行します。

(2) 事務局の開設・維持に掛かる費用は市が支援します。

- 事務局設置に掛かる費用（事務所の家賃／水道光熱費等の諸経費／従事する職員の人件費など）は、市から資金支援を行います。
- 資金支援は、市から設立準備委員会に対して補助金等を出す形となります。そのため、以下の事務を設立準備委員会で担っていただくことが条件となります。
 - ①補助金・交付金等の交付に係る事務全般（資金管理を含む）
 - ②職員の雇用と労務管理
 - ③事務所の運営・管理
 - ④事務局のマネジメント

【注意】市からの資金支援を行うにあたり、以下の制約条件が発生します。

ア 事務局職員を市が直接雇用し、派遣するという形式はできません。

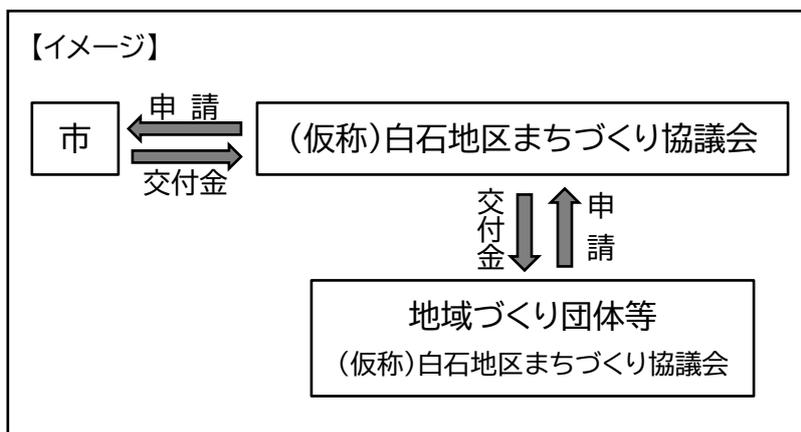
イ 設立準備委員会事務局への市職員の出向（＝事務所で事務局業務に従事する）は行いません。事務局職員が担う業務に対し、市職員（まちづくり推進課）ができる限りの補助・サポートを行います。

(3) 設立準備委員会の事務所を設置します。

- 設立準備委員会事務局を設置する事務所については、設立準備委員会で協議検討の上、確保します。

2. 設立する（仮称）白石地区まちづくり協議会について

- (1) 白石地区全体で1つの協議会を設立します。
 - 第六次白石市総合計画・地域づくり計画の「まちづくり宣言」は東西に分けて策定しましたが、（仮称）白石地区まちづくり協議会は東西を分けずに白石地区全体で1つの協議会を設立することとします。
- (2) 令和7年10月の設立をめざします。
 - 設立までの検討期間は1年半とし、令和7年10月に（仮称）白石地区まちづくり協議会の設立を目指します。
- (3) 白石市・人と地域が輝く未来共創交付金の交付事務・交付対象団体になります。
 - （仮称）白石地区まちづくり協議会が白石市人と地域が輝く未来共創交付金の交付事務を担いながら、事業を推進いただきます。



3. 設立に向けた検討プロセスについて

- (1) 委員会の場以外に幅広い地区住民が参画し、議論する場を設けていきます。
 - 設立準備委員会委員だけでなく、幅広く白石地区の住民の参画を得て議論する場・機会を設けながら、（仮称）白石地区まちづくり協議会設立に向けた検討を進めていきます。
- (2) 協議会設立に向けた検討と同時並行で地区計画の策定も進めていきます。
 - 設立する協議会がどのような事業を実施していくかの検討も同時並行で進めていく必要があることから、第六次白石市総合計画のまちづくり宣言に基づく地区計画の策定も、協議会設立の議論の中に含めて進めていきます。